

# 食品表示基準が改正され、新たな原料原産地表示制度がスタートしています！

事業者の皆様、新しい表示基準に基づく表示に切り替えていますか？

移行期限は令和4年3月末までとなっています。

期限を過ぎて製造した食品は、新基準の表示でなければ販売できません！



使用した原材料に占める重量割合上位1位の原材料の原産地を表示します。

## ◆重量割合上位1位の原材料が生鮮食品の場合は、その産地を表示します

①原材料名欄に原料原産地名表示も含める場合

原材料名	大豆（国産）、〇〇・・・
------	--------------

②別途原料原産地名欄を設ける場合

原料原産地名	国産（大豆）
--------	--------

食品表示基準別表15の1に掲げる食品群と農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし、おにぎりは個別に原料原産地表示の規定を設けています。

## ◆重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合は、その製造地を表示します

①原材料名欄に原料原産地名表示も含める場合

原材料名	豆腐（国内製造）、〇〇・・・
------	----------------

②別途原料原産地名欄を設ける場合

原料原産地名	国内製造（豆腐）
--------	----------

### ◆原料原産地名表示のポイント

① 使用した原材料の原産地を、国別、重量順に表示します。

- 産地が複数ある場合は、重量割合が高い順に表示します。製造地の場合も同様です。
- 生鮮食品の産地は、「国名のみ」又は国名に「産」を付けて「〇〇産」と表示します。下記ポイント②の都道府県名等で表示する場合も同様です。

例

原材料名	大豆（国産、アメリカ産）
------	--------------

原材料名	大豆（アメリカ、カナダ）
------	--------------

※産地が多数ある場合や産地切替が行われる見込みがある場合などの記載については、表示方法が複雑になりますので、ご注意ください。（詳しくは消費者庁HP参照）

② 原産地は都道府県名等でも表示できます。

- 対象原材料が生鮮食品で国産の場合は次のような表示も可能
  - 農産物：産地の都道府県名その他一般に知られている地名（例：いちご（福岡市産））
  - 畜産物：主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名（例：鶏肉（福岡県））
  - 水産物：水域名、水揚げ港名、水揚げした港又は主たる養殖地が属する都道府県名その他一般に知られている地名（例：鯛（玄界灘））
- 対象原材料が加工食品で国内製造の場合次のような表示も可能
  - 加工食品が製造された都道府県名その他一般に知られている地名（例：小麦粉（福岡県製造））

※重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合でも、その加工食品に使われた生鮮食品の産地が分かっている場合は、その産地を表示することもできます。

例：重量割合上位1位の原材料が豆腐の場合（原材料名欄又は原料原産地名欄に表示）

原材料名	豆腐（大豆（国産））
------	------------

原料原産地名	国産（大豆（豆腐））
--------	------------